

広島市中央卸売市場売買参加者届出要領

広島市中央卸売市場

(趣旨)

第1条 広島市中央卸売市場業務条例（令和2年広島市条例第13号。以下「条例」という。）第18条第1項及び第3項から第5項までの規定による届出については、条例及び広島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年広島市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより行うものとする。

(届出書及び添付書類)

第2条 条例第18条第1項及び第3項から第5項までの規定による届出を行う者の届出書並びに規則第31条の規定により届出書に添付しなければならない市長が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、市長が認めた場合は、書類の添付を省略し、又は他の書類に代えることができる。

(1) 条例第18条第1項に規定する届出（新規）

ア 売買参加者届出書（様式1）

イ セリ売又は入札の方法による卸売に参加する者として適当な者であることを確認した旨が記載された、セリ売又は入札参加希望者確認書（様式2）若しくは卸売業者からセリ売又は入札の方法による卸売を受ける予定であることが確認できる書類

ウ 個人にあつては住所地、法人にあつては本店所在地の市町村税の滞納がないことを証明する書類。ただし、届出日において当該市町村税が課税されていない場合はその旨を証明する書類。なお、いずれの書類も届出日前の1か月以内に発行されたものに限る。

エ 個人にあつては住民票の写し、法人にあつては本店所在地、名称、代表者氏名及び商号が記載された登記事項証明書。なお、いずれの書類も届出日前の3か月以内に発行されたものに限る。

オ 条例第18条第2項第2号に該当しない者であることを誓約する書類（様式3-1、様式3-2）

カ 保健所が発行する食肉処理業、食肉販売業又は食肉製品製造業の許可証等の写し（食肉市場に限る。）

キ その他市長が必要とする書類

(2) 条例第18条第3項に規定する届出（変更）

ア 売買参加者名称等変更届出書（様式4）

イ 前号エ（変更の経緯が記載されたものに限る。）又はオに掲げる書類のうち、変更に係る事項に関係する書類

ウ その他市長が必要とする書類

(3) 条例第18条第4項及び第5項に規定する届出（廃止）

ア 売買参加者廃止届出書（様式5、様式6）

イ その他市長が必要とする書類

2 卸売を受けたい市場において、卸売を受けたい取扱品目を扱う卸売業者が2以上あるときは、前項第1号イの書類については、すべての卸売業者（せり売又は入札の方法による卸売に参加する予定のない卸売業者も含む。）分を提出するものとする。

3 第1項第1号ウ及びエの書類、第1項第2号イの書類（第1項第1号オの書類を除く。）又は第1項ただし書きの書類は、届出時に当該書類の写しが原本に相違ないことを確認できる場合には、その写しをもって原本に代えることができる。

（知識、経験及び資力信用）

第3条 条例第18条第2項第1号に規定する「卸売の相手方として必要な知識、経験又は資力信用を有しない者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 第2条第1号イに規定する書類を卸売業者から交付されない者

(2) 個人にあつては住所地、法人にあつては本店所在地の市町村税の滞納がある者

（代理確認者届）

第4条 卸売業者は、第2条第1号イに規定する、せり売又は入札の方法による卸売に参加する者として適当な者であることの確認を他の者に代理させるときは、代理確認者届（様式7）を市長に提出するものとする。

2 卸売業者は、前項の届出に係る確認を代理させる必要がなくなったときは、代理確認者廃止届（様式8）を市長に提出するものとする。

（売買参加者届出受理書等）

第5条 市長は、売買参加者届出書（様式1）を受理したときは、売買参加者届出受理書（様式9）を、売買参加者名称等変更届出書（様式4）を受理したときは、売買参加者名称等変更届出受理書（様式10）を交付するものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

売 買 参 加 者 届 出 書

年 月 日

広 島 市 長 様

住所又は本店所在地

ふりがな

氏名又は

名称・代表者氏名

電話番号

広島市中央卸売市場において、せり売又は入札の方法による卸売を受けたいので、広島市中央卸売市場業務条例第 18 条第 1 項の規定により、売買参加者届出書を提出します。また、この届出書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

卸売を受けたい市場 (○を付ける)	中央市場 ・ 東部市場 ・ 食肉市場
卸売を受けたい取扱品目 (○を付ける)	青果物 ・ 水産物 ・ 花き ・ 食肉
住所又は本店所在地	
氏名又は名称・代表者氏名	
屋号又は商号	
主たる事業所の所在地	
せり等参加開始希望日	年 月 日

《添付書類》

1 法人の場合

- (1) ・せり売又は入札参加希望者確認書（様式2）
 - ・卸売業者からせり売又は入札の方法による卸売を受ける予定であることが確認できる書類
 - ※上記のうち、いずれかの書類
- (2) ・本店所在地の市町村税の滞納がないことを証明する書類
 - ・本店所在地の市町村税が課税されていない場合はその旨を証明する書類
 - ※上記のうち、いずれかの書類。届出日前の1か月以内に発行されたものに限る。
- (3) 本店所在地、名称、代表者氏名及び商号が記載された登記事項証明書
 - ※届出日前の3か月以内に発行されたものに限る。
- (4) 誓約書（様式3－1）
- (5) その他市長が必要とする書類

2 個人の場合

- (1) ・せり売又は入札参加希望者確認書（様式2）
 - ・卸売業者からせり売又は入札の方法による卸売を受ける予定であることが確認できる書類
 - ※上記のうち、いずれかの書類
- (2) ・住所地の市町村税の滞納がないことを証明する書類
 - ・住所地の市町村税が課税されていない場合はその旨を証明する書類
 - ※上記のうち、いずれかの書類。届出日前の1か月以内に発行されたものに限る。
- (3) 住民票の写し
 - ※届出日前の3か月以内に発行されたものに限る。
- (4) 誓約書（様式3－2）
- (5) その他市長が必要とする書類

《注意事項》

- ・法人の場合の添付書類(2)及び(3)又は個人の場合の添付書類(2)及び(3)については、届出時に当該書類とその写しとが相違ない旨の確認ができた場合、その写しに代えることができる。
- ・せり等参加開始希望日に記載がない場合又は届出の受理日より前の日付を記載した場合は、届出の受理日をせり等参加開始日とする。

せり 売 又 は 入 札 参 加 希 望 者 確 認 書

年 月 日

広 島 市 長 様

住所又は本店所在地

氏名又は

名称・代表者氏名

下記の者は、広島市中央卸売市場 市場における のせり売又は入札の方法による卸売に参加する者として適当な者であることを確認しました。

記

住所又は本店所在地	
氏名又は名称・代表者氏名	

誓 約 書

年 月 日

広 島 市 長 様

本店所在地

名称・代表者氏名

当社及び当社の業務を執行する下記の役員が広島市中央卸売市場業務条例第 18 条第 2 項第 2 号の規定に該当しない者であることを誓約します。

また、卸売市場法及び広島市中央卸売市場業務条例その他関係法規を遵守することをあわせて誓約します。

記

役 職	ふりがな 氏 名

【条例抜粋】

第18条 （省略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項に規定する卸売を受けることができない。

- (1) 卸売の相手方として必要な知識、経験又は資力信用を有しない者
- (2) その他市場における卸売に参加することが適当でないと認められる者として規則で定める者

3 （省略）

4 売買参加者は、第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は卸売業者からせり売若しくは入札の方法による卸売を受ける必要がなくなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 （省略）

【規則抜粋】

第31条 （省略）

2 条例第18条第2項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第9条第2項第1号又は第2号に掲げる者
- (2) 条例第18条第4項の規定による届出(同条第2項第1号又は前号若しくは次号に該当することとなった旨の届出に限る。)をした者で、その届出が受理された日から起算して3年を経過しないもの
- (3) 法人であって、その役員のうちに第9条第1項第2号ア又はイに該当する者があるもの

第9条 条例第5条第3項第4号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) （省略）
- (2) その役員のうちに次のいずれかに該当する者がある者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

2 条例第5条第4項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 前項第2号ア若しくはイ、第3号又は第4号に掲げる者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) （省略）

【要領抜粋】

第3条 条例第18条第2項第1号に規定する「卸売の相手方として必要な知識、経験又は資力信用を有しない者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 第2条第1号イに規定する書類を卸売業者から交付されない者
- (2) 個人にあっては住所地、法人にあっては本店所在地の市町村税の滞納がある者

第2条 （省略）

(1) （省略）

ア （省略）

イ せり売又は入札の方法による卸売に参加する者として適当な者であることを確認した旨が記載された、せり売又は入札参加希望者確認書(様式2)若しくは卸売業者からせり売又は入札の方法による卸売を受ける予定であることが確認できる書類

様式 3－2

(個人用)

誓 約 書

年 月 日

広島市長様

住 所

氏 名

私は、広島市中央卸売市場業務条例第 18 条第 2 項第 2 号の規定に該当しない者であることを誓約します。

また、卸売市場法及び広島市中央卸売市場業務条例その他関係法規を遵守することをあわせて誓約します。

【条例抜粋】

第18条 （省略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項に規定する卸売を受けることができない。

- (1) 卸売の相手方として必要な知識、経験又は資力信用を有しない者
- (2) その他市場における卸売に参加することが適当でないと認められる者として規則で定める者

3 （省略）

4 売買参加者は、第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は卸売業者からせり売若しくは入札の方法による卸売を受ける必要がなくなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 （省略）

【規則抜粋】

第31条 （省略）

2 条例第18条第2項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第9条第2項第1号又は第2号に掲げる者
- (2) 条例第18条第4項の規定による届出(同条第2項第1号又は前号若しくは次号に該当することとなった旨の届出に限る。)をした者で、その届出が受理された日から起算して3年を経過しないもの
- (3) 法人であって、その役員のうちに第9条第1項第2号ア又はイに該当する者があるもの

第9条 条例第5条第3項第4号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) （省略）
- (2) その役員のうちに次のいずれかに該当する者がある者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

2 条例第5条第4項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 前項第2号ア若しくはイ、第3号又は第4号に掲げる者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) （省略）

【要領抜粋】

第3条 条例第18条第2項第1号に規定する「卸売の相手方として必要な知識、経験又は資力信用を有しない者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 第2条第1号イに規定する書類を卸売業者から交付されない者
- (2) 個人にあっては住所地、法人にあっては本店所在地の市町村税の滞納がある者

第2条 （省略）

(1) （省略）

ア （省略）

イ せり売又は入札の方法による卸売に参加する者として適当な者であることを確認した旨が記載された、せり売又は入札参加希望者確認書(様式2)若しくは卸売業者からせり売又は入札の方法による卸売を受ける予定であることが確認できる書類

売 買 参 加 者 名 称 等 変 更 届 出 書

年 月 日

広 島 市 長 様

住所又は本店所在地

ふりがな

氏名又は

名称・代表者氏名

売買参加者番号

電話番号

広島市中央卸売市場業務条例第 18 条第 3 項の規定により、次のとおり届出します。

1	住所又は本店所在地	新
2	氏名又は名称	
3	代表者氏名	
4	屋号又は商号	旧
5	主たる事業所の所在地	

※ 該当の番号（複数可）に○を付けること。

※ 添付書類

法人：1、2、4の変更 ⇒ 登記事項証明書

3の変更 ⇒ 登記事項証明書、誓約書

個人：1、2の変更 ⇒ 住民票の写し

売 買 参 加 者 廃 止 届 出 書

年 月 日

広 島 市 長 様

住所又は本店所在地

氏名又は

名称・代表者氏名

売買参加者番号

電話番号

広島市中央卸売市場業務条例第 18 条第 4 項の規定により、売買参加者の廃止を届出します。

廃止の理由 (○を付ける)	1 廃業 2 せり等による卸売を受ける必要がなくなったため 3 条例第 18 条第 2 項に該当することとなったため 4 組織変更 (法人→個人、個人→法人) 5 その他 ()
廃止予定日	年 月 日

※ 廃止予定日に記載がない場合は、届出の受理日を廃止日とする。

売 買 参 加 者 廃 止 届 出 書

年 月 日

広 島 市 長 様

相続人並びに清算人等の

住所又は本店所在地

相続人並びに清算人等の

氏名又は

名称・代表者氏名

電話番号

広島市中央卸売市場業務条例第 18 条第 5 項の規定により、下記の売買参加者の廃止を届出します。

記

住所又は本店所在地	
氏名又は名称・代表者氏名	
屋号又は商号	
廃止の理由（○を付ける）	死亡 ・ 解散

代 理 確 認 者 届

年 月 日

広 島 市 長 様

住所又は本店所在地

氏名又は

名称・代表者氏名

広島市中央卸売市場売買参加者届出要領第 4 条第 1 号の規定に基づき、下記とおり届出します。

記

住所又は本店所在地	
氏名又は名称・代表者氏名	
備 考	

代 理 確 認 者 廃 止 届

年 月 日

広 島 市 長 様

住所又は本店所在地

氏名又は

名称・代表者氏名

広島市中央卸売市場売買参加者届出要領第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記の代理確認者の廃止
を届出します。

記

住所又は本店所在地	
氏名又は名称・代表者氏名	

売 買 参 加 者 届 出 受 理 書

年 月 日

住所又は本店所在地

氏名又は

名称・代表者氏名

売買参加者番号

広島市長

広島市中央卸売市場業務条例第 18 条第 1 項の規定による 年 月 日付けの売買参加者の届出については、下記の内容で受理しました。

記

卸売を受けたい市場	中央市場 ・ 東部市場 ・ 食肉市場
卸売を受けたい取扱品目	青果物 ・ 水産物 ・ 花き ・ 食肉
住所又は本店所在地	
氏名又は名称・代表者氏名	
屋号又は商号	
主たる事業所の所在地	

売買参加者名称等変更届受理書

年 月 日

住所又は本店所在地

氏名又は

名称・代表者氏名

売買参加者番号

広島市長

広島市中央卸売市場業務条例第 18 条第 3 項の規定による 年 月 日付けの売買参加者の名称等の変更届出については、下記の内容で受理しました。

記

住所又は本店所在地	
氏名又は名称	
代表者氏名	
屋号又は商号	
主たる事業所の所在地	